

強化競技者規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）は、オリンピック競技大会・世界陸上競技選手権大会において、メダル獲得及び8位入賞が期待されると本連盟が認定した競技者に対して、本連盟の強化方針に沿った個人強化活動の充実を図るために本規程を定める。

(格付けの基準)

第2条 強化競技者の格付けは3ランクとする。

(1) プラチナアスリート

強化競技者指定対象国際競技会の個人種目において3位以内に入賞した競技者。

(2) ゴールドアスリート

強化競技者指定対象国際競技会の個人種目において8位以内に入賞した競技者。

(3) シルバーアスリート

3月の最終週に更新されたワールドランキング（一か国3名）において、12位以内の競技者。ただし、(1)(2)の人数含め、一種目最大3名を上限とし、3名を超える場合はワールドランキング上位の競技者を対象とする。

※強化競技者指定対象国際競技会は、年度末に翌年度大会を強化委員会にて検討し、専務承認にて決定する。

(資格の付与)

第3条 本連盟は、第2条のいずれかに該当した競技者に対して、当該競技者が第7条に定める強化競技者の義務を遵守することを承諾し、かつ本連盟との間で強化競技者契約を締結することを条件として、第2条のいずれかに該当した日をもって、強化競技者の資格を付与する。

(指定の期間)

第4条 強化競技者として指定される期間は、対象期間の範囲内で以下に定めるとおりとする。

(1) プラチナアスリート・ゴールドアスリートの指定期間は、資格を付与された日（以下「資格付与日」という）から資格付与日が属する事業年度の翌事業年度末までとする。

(2) シルバーアスリート指定期間は、資格付与日（3月の最終週にワールドランキングが更新された日）から資格付与日が属する事業年度の翌事業年度末までとする。

2 前各項にかかわらず、資格付与の要件若しくは処遇について本規程が改定され、又は、第2条に基づいて本連盟が指定する競技会が年度途中に見直しがなされた場合において、改定後の規程又は、競技会若しくは年度途中の見直しの趣旨に照らし、本連盟が必要と認めるときは、本連盟は、指定された期間の中途であっても、指定を解除し、または処遇の変更をすることができる。

(指定の解除)

第5条 本連盟は、強化競技者が、次のいずれかに該当するときは、年度途中であっても、指定を解除し、または強化費の使用を停止することができる。

- (1) 引退した競技者
- (2) 長期間競技会に出場していない競技者
- (3) 居場所情報の提出義務違反や検査未了等、アンチ・ドーピングの理念に反する行動をとった競技者
- (4) 第7条に違反した競技者
- (5) 強化競技者契約に違反した競技者
- (6) その他、本連盟が強化競技者として不適切であると判断した競技者

(処遇)

第6条 強化費は、指定期間中、プラチナアスリートについて2000万円、ゴールドアスリートについて400万円、シルバーアスリートについて100万円を上限とする。

なお、指定期間中に同じ格付けの資格を付与された場合は、新たな資格付与日を起点とし、当該資格の処遇を適用する。また、指定期間中に他の格付けとなる資格を付与された場合は上位資格を優先するものとし、指定期間および強化費は以下のとおりとする。

① シルバーアスリート指定期間中にプラチナアスリート・ゴールドアスリート指定条件を満たした場合、プラチナアスリート・ゴールドアスリートの資格が付与され、資格付与日から、当該資格の処遇を適用する。

※シルバーアスリートとしての処遇は、プラチナアスリート・ゴールドアスリートの資格付与日の前日で終了する。

② ゴールドアスリート指定期間中にプラチナアスリート指定条件を満たした場合、プラチナアスリートの資格が付与され、プラチナアスリートの資格付与日から当該資格の処遇を適用する。

※ゴールドアスリートとしての処遇は、プラチナアスリートの資格付与日の前日で終了する。

③ プラチナアスリート指定期間中にゴールドアスリート指定条件を満たした場合、プラチナアスリート指定期間終了後、ゴールドアスリート指定条件を満たした日を資格付与日とする指定期間終了までをゴールドアスリートとして、当該資格の処遇を適用する。

なお、強化費の使途は本連盟が別に定める。

(強化競技者の義務)

第7条 強化競技者の指定を受けようとする競技者は、次に定める義務を遵守することを承諾すると共に、本連盟との間で、別途、強化競技者契約を締結しなくてはならない。

- (1) 本制度の目的に即して、競技力の向上に努める。

- (2) 正当な理由がある場合を除き、本連盟が指定する国際競技会に出場する。
- (3) 正当な理由がある場合を除き、本連盟が指定する行事に参加する。
- (4) 原則として年1回、本連盟が指定する測定及びメディカルチェックを受診する。
- (5) アンチ・ドーピングに関わる全ての基準を適正に遵守する。
- (6) 本連盟に対し、定められた時期に強化計画の提出と活動実績の報告をする。
- (7) 本連盟が必要とした面談に応じる。
- (8) 本連盟が定める「日本代表選手等の肖像等に関する規程」に順じ、陸上日本代表ウェアに関する撮影依頼をしたときは協力に応じる。
- (9) 日本を代表するトップアスリートとして自覚を持ち、メディアからのインタビュー、取材及び撮影などを受けるときは、身だしなみや服装に注意し誠実に対応する。
- (10) メディアへの対応、肖像権等に関する義務は、本連盟が別に定める。

以上

(別紙)

2025年度 強化競技者指定対象国際競技会

- ・強化競技者指定対象国際競技会
 - パリ 2024 オリンピック競技大会
 - 東京 2025 世界陸上競技選手権大会

以上